

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案			現行		
別紙3 無線従事者関係審査基準 9 指定試験機関の試験員			別紙3 無線従事者関係審査基準 9 指定試験機関の試験員		
判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者	判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
4 電気通信術	ア～オ (略) カ 航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空特殊無線技士	従事者規則第8条第2項 前記3の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる者	4 電気通信術	ア～オ (略) カ 航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士、 <u>航空特殊無線技士</u> 、 <u>第一級アマチュア無線技士</u> 又は <u>第二級アマチュア無線技士</u>	従事者規則第8条第2項 前記3の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる者
5 (略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)
(注) 4及び5に掲げるものを除く。			(注) 4及び5に掲げるものを除く。		